

令和5年度 第3回岐阜県地域医療対策協議会（3月19日）
の開催結果について

○議題 医師の働き方改革にかかる特定労務管理対象機関の指定について

医師の時間外労働の上限規制が始まる令和6年4月に向け、特定労務管理対象機関の指定申請があった医療機関を指定することについて、委員からご意見をいただきました。

<主な意見>

- ・ 医師の自己研鑽が業務に該当するかは、具体的には病院ごとの判断にはなるが、例えば学会発表会の論文作成は、それが上司や病院の指示によるものであれば業務、自発的なものであれば業務外とする実例がある。

※ 申請内容そのものについては特段の意見なし